

東松山市制限付き一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事等の制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、東松山市契約規則（昭和39年東松山市規則第14号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、当該入札を適正かつ円滑に執行することを目的とする。

(対象工事等)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める工事（以下「建設工事」という。）
- (2) 建設工事に係る設計・調査・測量委託（以下「設計等委託」という。）
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理委託（以下「土木施設維持管理委託」という。）
- (4) 物品の販売、賃貸及び買受け（以下「物品販売等」という。）
- (5) 印刷
- (6) 電子計算に関する委託（以下「電算委託」という。）
- (7) 建築物の管理に関する委託（以下「建築物管理委託」という。）
- (8) 第2号、第3号、第6号及び前号に掲げる委託以外の委託（以下「その他委託」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事等については、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 緊急性を要するとき。
- (2) 専門性を有する等により、施工又は委託できる者が限定されているとき。
- (3) その他東松山市指名委員会規則（昭和47年東松山市規則第26号）に定める東松山市指名委員会（以下「指名委員会」という。）が、一般競争入札で行うことが適切でないと認めたとき。

(対象工事等の規模)

第3条 対象工事等の規模は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める対象工事等については、当該規模未満のものについても、一般競争入札を実施することができるものとする。

- (1) 建設工事 予定価格が10,000,000円以上
- (2) 設計等委託 予定価格が10,000,000円以上
- (3) 土木施設維持管理委託 予定価格が10,000,000円以上
- (4) 物品販売等 予定価格が10,000,000円以上
- (5) 印刷 予定価格が10,000,000円以上
- (6) 電算委託 予定価格が10,000,000円以上
- (7) 建築物管理委託 予定価格が10,000,000円以上
- (8) その他委託 予定価格が10,000,000円以上

(対象工事等の決定)

第4条 対象工事等の決定及び一般競争に参加する者に必要な資格要件等の設定は、指名委員会において審議し、決定するものとする。ただし、前条ただし書の規定による対象工事等については、この限りでない。

(入札の公告)

第5条 市長は、対象工事等を選定し、契約規則第2条に規定する公告をするときは、市のホームページ等に掲載し、周知に努めるものとする。

(入札参加資格)

第6条 対象工事等の一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に

掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 東松山市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第73号）第3条の規定に基づく東松山市競争入札参加資格者名簿に、対象工事等に対応する業種又は業務で掲載されている者であること。
 - (3) 公告の日から入札執行の日までの間において、東松山市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成28年3月15日決裁）に基づく入札参加停止又は東松山市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成8年11月19日決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事等ごとに特に必要と認める要件を満たしている者であること。
- 2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による当該建設工事に参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。
- (1) 共同企業体の構成員は、前項に規定する事項に該当する者であること。
 - (2) 共同企業体の構成員は、原則として2者とし、その出資比率は、各々30パーセント以上であること。ただし、3者とする場合の出資比率は、各々20パーセント以上とすること。
 - (3) 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、当該建設工事の他の共同企業体の構成員又は単独企業との混合入札における単独企業とを兼ねることができないこと。

（参加申請）

第7条 一般競争入札（埼玉県電子入札共同システムを利用して行う一部の一般競争入札による場合を除く。）に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書に参加資格を有することを証する書類を添付して、所定の期日までに市長に申込みをしなければならない。

2 共同企業体により一般競争入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を市長に提出しなければならない。

（資格審査等）

第8条 市長は、前条の申請書等が提出されたときは、その内容を審査し、一般競争入札の参加資格の可否を決定したときは、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札の参加資格があるものとして通知した者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）に対し、市長が定める日において、当該対象工事等に係る設計図書等（当該設計図書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「設計図書等」という。）を閲覧又は貸与するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、埼玉県電子入札共同システムを利用して行う一般競争入札の設計図書等の閲覧又は貸与については、案件ごとにその方法を定め公告等で明示するものとする。

（資格の取消し）

第9条 市長は、一般競争入札参加資格者が通知を受けた後に、提出された書類に虚偽の事項が記載されていることが明らかになった者又は第6条に規定する資格要件を満たさなくなった者については、当該一般競争入札の参加資格を取り消すものとし、その旨を一般競争入札参加資格取消通知書により通知する。

(入札参加資格者名等の公表)

第10条 市長は、一般競争入札参加資格者名及びその数については、入札執行前には公表しないものとする。

(入札の中止等)

第11条 市長は、一般競争入札参加資格者に不正行為の疑いがある場合において、当該一般競争入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該一般競争入札参加資格者を当該一般競争入札に参加させず、又は当該一般競争入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 市長は、一般競争入札に参加する一般競争入札参加資格者が1者であるときは、当該一般競争入札を中止する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときにあつては、この限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 一抜け入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

(3) 埼玉県電子入札共同システムを利用するとき。

(異議の申し立て)

第12条 一般競争入札に参加した一般競争入札参加資格者は、設計図書等についての不明を理由として異議を申し出ることができない。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第2条及び第3条の規定は、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に公告した一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。